

平成21年 7月27日

於：国土交通省3号館11階特別会議室

## 交通政策審議会海事分科会

### 第8回船員部会

#### 議事録

## 目 次

1. 開 会	1
2. 議 事	
議題 1. 船員に関する特定最低賃金の改正について	2
議題 2. 水先小委員会報告について	3
議題 3. 船員派遣事業の許可について（非公開）	
（議題 3. 関連）船員派遣事業フォローアップ会議報告	10
3. 閉 会	13

### 【 出席者 】

（委員及び臨時委員）

公益代表 小杉委員、竹内委員、山村委員、井山委員、田付委員、田原委員、野川委員

労働者代表 池田委員、高橋委員、田中委員、中澤委員

使用者代表 小比加委員、小坂委員、林委員、三木委員

（事務局）

国土交通省 小野海事局長、大黒海事局次長、森重審議官、森技術審議官

海事人材政策課 菟川海事人材政策課長、久米雇用対策室長、川上企画調整官

運航労務課 西村運航労務課長

海技課 尾形海技課長、上田企画調整官、瀬田水先業務調整官

## 開 会

### 【川上企画調整官】

それでは、全員そろいましたようですので、ただいまから交通政策審議会海事分科会第8回船員部会を開催させていただきます。

事務局の海事局海事人材政策課の企画調整官をしております川上でございます。7月1日付で企画調整官に就任いたしましたので、皆様どうぞよろしくお願いたします。

本日は、委員及び臨時委員総員17名中15名の出席となりますので、交通政策審議会令第8条第1項及び船員部会運営規則第10条の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

まず最初に臨時委員の交代がございましたので紹介させていただきます。日本船主協会の役員交代に伴いまして、飯塚臨時委員が辞任され、後任として林臨時委員にご就任いただいておりますのでご紹介いたします。

### 【林臨時委員】

林でございます。どうぞよろしくお願いたします。

### 【川上企画調整官】

次に、海事局に人事異動がございましたのでご紹介させていただきます。

小野海事局長でございます。

### 【小野海事局長】

小野でございます。よろしくお願いたします。

### 【川上企画調整官】

大黒海事局次長でございます。

### 【大黒海事局次長】

大黒でございます。よろしくお願いたします。

### 【川上企画調整官】

森重審議官でございます。

### 【森重審議官】

森重でございます。よろしくお願いたします。

### 【川上企画調整官】

森技術審議官でございます。

### 【森技術審議官】

森でございます。よろしくお願いいたします。

【川上企画調整官】

尾形海技課長でございます。

【尾形海技課長】

尾形でございます。よろしくお願いいたします。

【川上企画調整官】

臨時委員の交代による新しい委員名簿を席上に配付させていただきましたのでよろしくお願いいたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。配付資料は一覧がございますので、ご参照いただきまして、過不足がありましたら事務局までお問い合わせください。

それでは議事次第に入りたいと思いますので、小杉部会長、司会進行をお願いいたします。

#### 議題 1. 船員に関する特定最低賃金の改正について

【小杉部会長】

それでは早速、議事を進めてまいりたいと思います。

まず議題 1 の「船員に関する特定最低賃金の改正について」でございます。

事務局からご説明をお願いいたします。

【菟川人材政策課長】

資料 1 でございます。最低賃金については、現行 4 業種指定されておきまして、そのうち今年度につきましては漁業の関係、遠洋まぐろと大型いか釣りの最低賃金の改正についてお諮りすることを考えております。なにとぞよろしくご審議をいただきまして、9 月開催の本部会でご議決を賜ればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【小杉部会長】

ただいまのご説明について、何かご質問等ございますでしょうか。

特になければ、漁業（遠洋まぐろ）最低賃金、及び漁業（大型いか釣り）最低賃金の改正に関する審議については、船員部会運営規則第 12 条第 1 項の規定におきまして、「船員部会に、最低賃金法第 37 条第 2 項の規定に基づき、最低賃金の決定又は改正の決定の審議に必要な数の最低賃金専門部会を置く。」とされておりますので、漁業（遠洋まぐろ）最低賃金専門部会、及び漁業（大型いか釣り）最低賃金専門部会を設置して審議を行うこととしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【小杉部会長】 ありがとうございます。

専門部会のメンバーにつきましては、船員部会運用規則第12条第5項の規定により、船員部会長が指名することとなっております。具体的な人選につきましては、事務局と相談しながら進めてまいりたいと思いますので、会長である私にご一任いただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【小杉部会長】 ありがとうございます。

それでは後日、必要な手続を経た上で私から指名をさせていただきますので、よろしく願いしたいと思います。

## 議題2. 水先小委員会報告について

それでは続きまして、議題2の「水先小委員会報告について」でございます。事務局からご報告をお願いいたします。

【上田海技課企画調整官】

それでは、お手元でございます資料2、それから資料2-1、2-2に基づきましてご説明を申し上げたいと思います。

まず資料2につきましてですが、こちらが今回ご報告申し上げる報告書の本文でございます、表題が「小委員会報告」、副題として「新制度下における適切な市場環境の整備に向けて」というものでございます。

それから資料2-1は、この水先小委員会の設置の背景でありますとか、検討の経緯でありますとか、メンバー表についてまとめているものでございます。

それから資料2-2が、この報告書の概要をポンチ絵風にまとめているものでございまして、順次それらに論及しながらご説明申し上げたいと思います。

まず、資料2-1をごらんいただきまして、設置の背景等についてご説明申し上げたいと思います。水先小委員会は、船員部会に置かれた小委員会でございます、今年の1月に行われた第3回の船員部会におきまして設置が承認されました。以後、4回開催されまして、今回の資料2の報告書をまとめるに至ったものでございますけれども、まずはこの部会において設置をしていただいたということでございます。

1をごらんいただきますと、設置をするに当たりまして、このような議論をしたいということでございますので、設置させていただけますかというご相談を申し上げた中身がこちらに出てきていると

ころでございます。

まず（１）でございますけれども、水先制度は先般、平成１９年４月、一部は平成２０年の４月から新制度に移行してございます。制度改正の中身は、近年の日本人船員の減少傾向に伴う水先人の供給不足への懸念や水先業務運営の効率化・適確化への養成の高まり等をふまえ、等級別の免許制を導入するだとか、料金規制を緩和して上限認可・届出制にするといった、相当抜本的な制度改革でございました。施行されてからしばらくたっているわけではございますけれども、水先をめぐる問題はまだまだございまして、新制度の定着に向けてさらなる努力を必要とする問題もあると考えられているところでございます。

（２）をごらんいただきますと、この新制度下において水先人の安定的な確保を図るための方向性に関する議論でありますとか、新たに設けられました三級水先人を教育していくにはどうしていけばいいのかといったことについて議論することも必要であると考えられた次第でございます。

それから（３）をごらんいただきますと、規制改革会議でも水先に関する論議が行われたところでございます。昨年１２月の第３次答申の中におきまして、競争原理が働く市場環境の整備のため、水先業務の新たな引受ルールをつくりましょうという話だとか、三級水先人養成コースを拡充しましょうといったことについて検討をするよう求められたということでございます。

こういったことにつきまして、第三者も含めた幅広い観点から検討を行おうということでございまして、船員部会のもとに水先小委員会を設置してよろしゅうございますでしょうかというご相談を申し上げたところ、承認いただきましたので設置され、部会長の指名により、次のページに掲げてございます委員の方々にご就任いただいて、議論を進めてきたところでございます。当時の船員部会長でもございました杉山先生に委員長を務めていただき、河野先生にもご参画いただきました。それから労働組合や経団連、水先人、水先人養成施設、水先人養成を支援している団体、それからユーザーサイドとしては、本邦船会社、外国の船会社の代表の方々、あるいは内航の船会社の代表の方にもご参画をいただいて議論を進めてきたところでございます。

課題は、先ほど申し上げましたとおり、大きく３つにわたってあるのでございますけれども、特にユーザーサイドなどにおいても議論のニーズが高かった、新制度下における適切な市場環境の整備に向けて当面実施すべき方策についてまず議論いたしましようということになりましたので、それに関して議論を行いましたところ、今般、当面実施すべき方策について文にまとめることができましたものですから、報告させていただくものでございます。なお、小委員会自体については今後も引き続き設置していただいて、まだ残っております課題、すなわち将来にわたる水先人の安定的な確保・育成等について議論を進めさせていただくという段取りを考えているところでございます。

資料2-2の図をごらんいただければと思うわけですが、先ほどもちょっとご説明申し上げましたとおり、水先制度改革が行われまして、料金規制に関しても随分緩和されて、上限認可、届け出制が導入されたところがございます。このような制度下におきましては、ユーザー等水先人があらかじめ水先業務の提供に関して事前に指名契約を締結しておき、そしてその契約に基づいて水先人が水先業務を提供する仕組み、指名制と申しておりますけれども、こういったものが確立されてくれば、当事者間において水先料金の柔軟な設定が可能になるであろうと見られていたところがございます。すなわち、上限額に関しては、認可制とすることで不当に高額な料金が設定されないようきちんとチェックを行う一方で、それより下である限りにおいては、特に問題のあるようなもの以外は、自由に設定していただいてもいいというのが新しい制度の枠組みでございます。

そのようなやり方が可能になるわけですが、実際、新たな制度を動かしてみたら、必ずしもその指名制が確立されているとは言いがたいですし、事前指名契約が締結された事例はごくわずかであり、水先料金についても上限認可額に張りついた状態が続いているということでございました。このような事態を踏まえまして、新たな制度の定着に向けて議論が必要であろうということで、その部分について優先的に議論をしていったということでございます。また、規制改革会議においても競争原理が働く市場環境の整備のための議論をすべしという指摘がございましたものですから、それらを踏まえて議論したのがこの小委員会の流れでございます。

今、申し上げました指名制に関して、ごらんいただいております資料2-2の右側でございますとおり、そのようなユーザーのニーズがあるので、これに対応していくことが必要だというのがございまして、もう一つ、左側のピンク色の枠をごらんいただきますと、応召義務というのが書いてございます。こちらは、水先の業務の性格にかんがみまして、もともと船長さんの知識・能力のみで運航するのは必ずしも安全と言えないようなところについて、強制、あるいは船長さんの任意でお願いしていただいたらということではあるわけですが、とにかく要請があったら水先人が水先の業務を提供するというのが制度の建前になってございます。

ユーザーから求めがあれば水先を行わなければならないという水先人の義務というのが法律上も定められており、それを実施していくために、旧制度下においてはあらかじめ定められた順番、当直表に従って輪番で業務を行うという実務が成り立っていたというわけですが、新制度下においては応召義務の必要性自体はいささかも減るものではございません。応召義務を果たしつつ指名制のニーズに対応して、競争原理が機能する適切な市場環境の整備を目指す、つまり言い方をかえれば応召義務と指名制を両立するということが必要であろうということで、今般、当面実施していくべき施策として、指名制トライアル事業を実施してまいりましょうかという話になったということでござい

ます。当面以下のところに書いてございます内容が次のページにやや詳しく書いてございますので、そちらをごらんいただきながらご説明いたしたいと思っております。

指名制トライアルを実施するに当たりましては、大きな水先区、すなわち東京湾、伊勢三河湾、大阪湾、内海の各水先区において、平成21年度中に指名制トライアル事業を実施することにいたしましょう。水先区によっては水先をめぐる状況が異なるということでございますので、水先区ごとに具体的に検討していくようにいたしましょうということを基本といたしまして、また、改正水先法の趣旨を勘案いたしまして、指名制トライアル事業を進めていくに当たっては、次の4つを原則としてやっていきたいと思いますということでその原則論を書いてございます。

1つ目が、輪番制による水先業務全般に支障を生じさせない範囲で船社の指名による水先業務を積極的に実施するものであるようにいたしましょうということでございます。

2つ目が、船社による指名と輪番の優先順位については、原則として指名が優先されること。まさしく、ニーズとして出てきている指名を優先していきましようということでございます。

そして3番目、関係者間で柔軟な水先料金の設定について協議が行われるようにいたしましようということでございます。

それから、4つ目は本事業を導入するに当たって、「引受事務要領」の改正を水先区ごとに行うものにいたしましようということでございます。「引受事務要領」と申しますのは、ユーザーが水先業務をお願いしますとおっしゃったときに、それを水先人が引き受けるに当たって、水先人会が引き受けの取次業務をやっているわけでございますが、その取次を行うに当たってどういう事務の回し方をするかについて定めたものでございます。この取次のやり方も今回、改正してやっていきたいと思いますという意味でございます。そういった考え方に基づいてやっていきますが、検討を進めるに当たっては2にございまして、各水先区ごとに「協議会」を設置して、事業のあり方について検討していこうということでございまして、「協議会」の進め方自体は次のページでまたご説明申し上げます。

それから3、「配慮事項」でございしますが、こちらは1の「概要」の原則論で申し上げましたようなことを具体化するに当たって、こういうやや細かいことについても配慮しながらやっていきたいと思いますということで、当事者間において、水先人側やユーザー側においてこういうことに配慮していただければなという議論があったものをまとめたものでございます。

まず上の1つ目、円滑かつ安全な水先業務の実施に支障を生じさせないよう配慮すべき事項として3つございまして、1つ目が本事業に参加する水先人は、各水先区ごとに水先人総数の30%以内にいたしましようということで、トライアルでございましてあまり多くなりすぎもせず、適当な数で始めましようということでございます。もちろん、関係者間で合意が得られた場合にはこれを上回っても

結構でございますとなってございます。

2つ目が、水先人の資質の向上に支障を生じさせないよう、経験の浅い、2年以内の水先人については指名の対象としないようにいたしましょうとか、高齢の水先人について、年齢だけの理由で差別されることがないように配慮をしましょうということでございます。

それから3つ目、また後ほどポンチ絵でもご説明いたしますが、輪番制を組んでいる限りにおいては、オンの人とオフの人がいます。休暇中の水先人というのがあらかじめ決まっております、その休暇中の水先人については指名の対象とならないようにいたしましょうということを定めてございます。

その下の(1)、(2)でございますが、指名の申し込み期限、これにあまり長く時間を取りますと、ユーザーにとって使い勝手が悪いということでございますので、ユーザーに対するサービス向上の観点から48時間以内程度にまで短縮しましょうという話が1つ目。それから2つ目が、指名に応じることができない場合には、その理由を書面によって開示いたしましょうといったルールがついたということでございます。

続いて、次のページの「指名制トライアル事業の進め方」という表題の紙でございますが、こちらは協議会の設置及びその進め方についての概略が書いてあるものでございます。

1つ目の○は先ほど申し上げたとおり、各水先区ごとに関係する方々に参加してもらって設置しましょう、すなわち水先人会であったり、参加することを決めた水先人であったり、ユーザーに参加してもらおうということでございます。それで、関係者からの要請があれば、国土交通省が協議会に参加することもあり得るということでございます。

協議会においては次の○でございますけれども、指名制をきちんと機能させ、かつ指名契約の対象になってない船に関しても水先業務が提供されるよう、これは応召義務がきちんと果たされるように、ということをお願いかえたようなものでございますけれども、いずれにしても指名制と応召義務とが両立するような本事業のあり方について検討して、その円滑な実施を図っていかうということが書いてございます。その次の実施例のところを書いておりますものが、具体的にこういう進め方が考えられるのではないのでしょうかという議論になっているもの、もちろん、やり方は当事者同士で話をされて別のやり方もあり得るのかもしれませんが、こういうやり方が考えられるのではないかという部分でございます、①が、関係者の協議によってまず事業の対象範囲を画定するというところでございます。この航路、これだけの数の船に関して対象にしようということを明らかにした上で、その枠組みで指名をしようというユーザー、されてもいいという水先人に参画してもらえようように範囲を決めましょうということでございます。

②が、ユーザーは希望すればだれでも本事業に参画できるということをごさいます、これは邦船社・外船社、それから大手・中小問わないで参画できるということにしようということをごさいます。もちろん、他方で水先人の参画数に限度がごさいますので、対象船舶数も一律の基準で調整することがあり得るとされています。

③でございすが、参画するユーザーは、対象船舶数に応じ、参画する水先人をノミネートすることをごさいます。もともとその指名制の肝になっておりましたのは、ユーザーがこの水先の方に自分の船を取り扱ってもらいたいという話を、当該水先人との間で自由な意思により契約をすることで、その水先人にそのユーザーの船を引き受けてもらえるようにすることをごさいますので、参画するユーザーサイドから水先人をノミネートすることをプロセスに加えてはどうかということをごさいます。

④でございすが、そのような話があった場合には、水先人会はノミネートされた水先人の参画を促し、本事業の円滑な実施に必要な水先人の確保に協力することをごさいます、くだけた表現を使えば、おしりを押して、話があれば参画するように水先人会にも手助けをしていただけるようにということをごさいます。その上で、指名制と輪番制の両立を可能としていこうというお話でございします。

さて、それからその下2つの〇は、各水先区ごとの実情に合わせてやっていくべきだということが書いてございまして、先ほどご説明いたしました「引受事務要領」も1番基本になる部分は日本水先人会連合会さんがつくっておられたりする側面もあるわけですが、「引受事務要領」自体は各水先区ごとに定めると。東京湾と瀬戸内海では広さなどにも随分違いがあるので、各水先区ごとに「引受事務要領」等の見直しを行っていきましょうということをごさいます。そのような取り組みを行って、指名制が機能しやすい引受ルールを確立し、そのとおりに水先業務をやってみて、実際に話がきちんとできそうだなと感じたユーザーと水先人の方々が事前指名契約を締結し、できれば料金の話についても交渉していただいて、それで実際に指名制が機能するような実態を確立していくことができないだろうかというのがこの指名制トライアル事業のお話ということになります。

それで、これを進めていくに当たりましては次の四角に出てきておりますように、特に大きく、かつ先行した取り組みが見られる東京湾水先区と伊勢三河湾水先区について、先行して開始し、実際にやってみて支障が生ずれば協議会において検討を行います。特に支障がなかったとしても、やってみた結果を関係者間でレビューすることをやりました、それでさらに問題があれば、「引受事務要領」の見直しを行いPDCAサイクルを回した上で、でき上がりの「引受事務要領」を各水先人会の会則の一部に位置づけて、かつ改正水先法の趣旨にかなった指名制と輪番制の両立を本格的に実現

していこうというのが、この指名制トライアル事業のイメージでございます。

それでもう1枚めくっていただきますと、指名制トライアル事業について口頭ベースで、べた打ち風にご説明してまいりましたけれども、それをイメージでとらえていただけるようにしたのがこちらのイメージ図でございます。一番下のところに人の形をしたものがずらっと並んでおりますが、これが輪番制のイメージでございます。ここに並んでいるのは水先人です。だんだん、順番が進むと左側に進んでいくということになっていまして、一番左側にやってきた水先人が、船がやってきたとなれば、じゃあその船の水先をしに行きますということで自動的に水先を引き受けるというのが、この輪番制のイメージでございます。輪番制は休みもあります、休暇期間というものもありますというのを申し上げましたけれども、それが一番右下のところに出てきているものでございまして、この人は最初から輪番にも載らないという構図になっているわけでございます。

他方、事前指名契約のイメージですが、右上側のところ、赤い線で上下に矢印が出ているところあたりをごらんいただきますと、青い色の水先人と事前指名契約船との間に赤い矢印が引かれてございますけれども、この当事者間で契約を締結していただくことによって、指名を動かしていこうということでございます。指名を受けている青い水先人は、下の輪番表のところにもぼつぼつと入ってきてございますけれども、この事前指名契約を結んでいる青い水先人は、事前指名契約の対象の船がやってきたということになれば、その契約を実行するために輪番の列から抜けまして、その対象の船の水先を行うというやり方をしようということでございます。これで輪番制のいいところを生かしつつ、つまり水先を必要とする船があればどんな船であれ水先を行うということを確認しつつ、指名があった場合にはその指名に優先的に対応するという実態をつくっていこうというものでございます。

以上が指名制トライアル事業に関するイメージでございまして、資料2のべた打ちのものには、先ほど口頭で申し上げたようなことが書かれているということでございます。ほぼ同じような中身なものでございますけれども、一番最後、5ページ目の「Ⅲ 結び」というところだけをちょっとごらんいただきますと、今のような議論を踏まえ、指名制トライアル事業をやっていくに当たっての関係者へのお願いごとか、今後の水先小委員会の本件に関する関与の仕方に関して、簡単に論及されているところがございます。第2段落の1番下あたりのところをごらんいただきますと、本報告を受け、指名制トライアル事業の円滑な実施に関し、すべての関係者の方々に真剣な努力を払っていただくことを強く要請するというのが小委員会報告の立場でございまして、小委員会自体を今後どうやっていくかというのが一番最後の段落、「また」以下のところに出てきている部分でございます。今後、まだ積み残し、議論し残しになっております水先の将来像等の課題に取り組んでいくわけですが、指名制トライアル事業に関しましては、その実施状況を注視し、適切な時期にその評価を行うこととする

という取り扱いでやらせていただきたいと考えているということでございます。

水先小委員会の報告に関するご説明は以上でございます。ありがとうございました。

【小杉部会長】

大変詳細にわたるご説明をいただきまして、ありがとうございました。

それでは本件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらばよろしくお願ひいたします。

【小野海事局長】

申しわけございません。ちょっと、どうしても行かざるを得ない用事がございまして、ここで関係のほうは中座させていただきますので、今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【小杉部会長】

どうもありがとうございました。

どうぞ。

【林臨時委員】

日本船主協会の林でございます。関係各位のご尽力により、指名制トライアル事業がスタートすることにつきまして、非常に感謝しております。今回、東京湾、伊勢湾、三河湾で指名制トライアル事業がスタートしますが、もともとの骨子は競争原理が成り立つような環境をつくり上げるというか、競争原理というところにポイントがありまして、今回のトライアル事業がこの競争が働くような形でぜひともさらに進んでいくように注視していきたいと思っております。

それともう一つ、やはりスピードというのが非常に重要でございますので、このレビューが6カ月ということになっておりますけれども、その前に1カ月後に第一段階についてレビューすることになっております。スピード感を持って関係各位が本件に当たっていただくよう、この場をおかりしましてご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

【小杉部会長】

ありがとうございました。

労働側のほうは何かございますか。特にございませんか。

### 議題3. 関連 船員派遣事業フォローアップ会議報告

【小杉部会長】

ありがとうございました。

次に、ただいまの議題3「船員派遣事業の許可について」に関連しまして、6月に第9回「船員派遣事業フォローアップ会議」が開催されましたので、事務局から報告をお願いいたします。

【久米雇用対策室長】

それでは、6月に開催しました「船員派遣事業フォローアップ会議」についてご報告をさせていただきます。同会議は、船員派遣制度の導入に伴い、官労使によるフォローアップの場を設けるということで、6カ月に1回程度開催されております。

今回のフォローアップ会議には、お手元の資料3-2にございますように、昨年の11月1日から今年の4月30日の間で監査に入った32事業者についてご報告をし、フォローアップということで問題点についてご議論いただいたということでございます。

前回のフォローアップ会議までに対象となった監査では、不備事項等については書類等の不備、それから文書による連絡をしなればいけなかったものについて口頭であったりと、比較的軽微で、実質的な問題が発生するような不備な問題はなく、今後そういうことがないようにと指導してきたところであります。

ただ、今回は、2の(2)の船員派遣関係それから船員派遣契約関係でございますが、実は制度にかかわる問題に近いというものがございました。これは、本年の3月11日に監査に入りました事業所でございますが、雇用契約については常用雇用という期間の定めのない契約になっていたのですが、派遣先の派遣期間が切れた場合、会社都合ということで派遣船員を解雇をしている状態が多く見受けられたというものでございます。

これについては、船員派遣事業は常用雇用が大原則であり、事実上の期間雇用に当たる可能性が強いということで是正をするように指導を行ったところでございます。この指導の結果、事業者についてはそういうことを理解していただきましたが、そういう状況だと事業を継続することは大変困難なので、事業を廃止することとするが、すぐに事業を廃止すると、雇用船員を解雇しなければいけないので、雇用船員の雇用先が見つかるまでの一定期間、6カ月程度だと思われませんが、雇用先を見つける目途が立ってから事業を廃止するとの回答を得ているところであります。

フォローアップ会議では、そういう事業者が発生するということについては、きっちり監査で見つけて是正していくことが肝要であり、今後も監査等で目を光らせて、そういうことのない船員派遣業にしていく必要があるということで、ご議論をいただいたところでございます。

以上でございます。

【小杉部会長】

どうもありがとうございました。会議の実態についてもご報告がございましたけれども、ただいまのご報告の内容につきまして、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

それではこれで、本日の議事はすべて終了いたしました。ほか何かございますでしょうか。

どうぞ。

【高橋臨時委員】

漁業最賃の適用拡大について1点お願いをしておきたいと思います。昨年、当時の船員中央労働委員会で漁業最賃の適用拡大ということで問題提起をいたしておりました。その当時、いわゆる労使間で問題点を整理して、場合によって事務局が手助けをしながら、可能であれば中央の場で協議するという回答をいただいたと理解をいたしております。当然、船員中央労働委員会は幕を閉じたわけですが、この船員部会がこの使命を引き継いだということがございますから、昨年来、当該の中央の漁業種団体であります、全国近海かつお・まぐろ漁業協会、それから昨年合併をいたしました全国遠洋沖合イカ釣り協会と個別に話し合いを致してまいりました。それぞれの業界と問題点については整理をしてきたわけでございますが、いわゆる労使で話し合いをするにしても、やはり限界というものがあって、当局が間に入って勉強会というようなものを立ち上げていただければ非常にありがたいと思っております。

昨年の中央労働委員会で申し上げましたとおり、最低賃金につきましては国土交通省の制度でございます。漁業労働者が等しく保護を受けるべきということは労働基本法の一部でございますから、国の責任で制度構築を図るということを再度お願いをしたいと思います。

【小杉部会長】

今のご意見ということで伺っておけばよろしいですか。

漁業者側で何かございますか。

どうぞ。

【小坂臨時委員】

漁業最賃の拡大ということで、この新しい部会になってからもお話が出ておまして、私どもの傘下の中型いか釣り、それから近海のまぐろ団体からの報告も受けております。今、組合側委員から、当局が間に入って勉強会を、というお話でございますので、私どもは特段異論はございませんし、国土交通省のしかるべき部署と、水産庁企画課労働班等が合わせて入っていただけるのなら、さらによろしいのではないかと存じます。

以上です。

【小杉部会長】

当局で何かご意見、この段階でございますか。

【大黒海事局次長】

最後の船中労、事務局長もやっておりましたので、経緯は承知しておるつもりでございます。漁業

最低賃金の未設定業種であります近海マグロ漁業、並びに中型イカ漁業について、1月に開催しました第3回の船員部会の場でも労働者側の委員から要望があり、私どもとしてはまず労使間で協議が進められることが必要という認識をお話をしたところでもありますけれども、今、お話がございましたように、現在、関係労使間でいろいろな議論かなされつつあるということでもあります。

勉強会の設置は、私どもが設置するのではなくて、そちらのほうで設置していただくんだろうと思いますけれども、さらに勉強会の設置に向けた協議がなされると認識しておりますので、その勉強会が開催される場合については国として中立的な立場で勉強会に参加をしてみたいと考えております。

【小杉部会長】

ただいまのようなお答えでよろしいですか。

それでは、事務局から何か連絡事項がございますでしょうか。

【川上企画調整官】

ありがとうございました。

次回の部会の日程でございますが、8月はお休みをいただきまして、9月28日の月曜日、14時からを予定いたしておりますので、よろしく願いいたします。追って調整させていただきます。

事務局からは以上でございます。

【小杉部会長】

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして交通政策審議会海事分科会第8回船員部会を閉会いたします。本日はお忙しいところを、委員及び臨時委員の皆様にはご出席いただきましてありがとうございました。

— 了 —